

学生ボランティアの皆様

伊丹市健康福祉部  
生活支援室自立相談課

### マイナンバー（個人番号）の提供のお願い

マイナンバー（個人番号）の利用が平成28年1月から社会保障や税の分野で開始されるに伴い、本市として下記の事務に利用するために、ご自身のマイナンバーを届け出ていただく必要があります。

大変恐れ入りますが、下記の「本人確認書類」の写しを当方へご返送ください。

### 記

#### 1 利用目的

- 源泉徴収票作成事務
- 報酬、料金、契約金及び賞金に関する支払調書作成事務
- 不動産の使用料等の支払調書
- 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書事務

#### 2 本人確認

本人確認として、番号確認及び身元確認が必要となりますので、下記のいずれかをご提出ください。

なお、下記の書類をお持ちでない場合は、当課へご相談ください。

##### (1) 個人番号カード(顔写真掲載のもの)の場合

個人番号カードで番号確認および身元確認を兼ねます。表面が身元確認資料で裏面が番号確認資料となりますので、**両面の写し**をご提出ください。

##### (2) 個人番号通知カード(顔写真がないもの)の場合

通知カードは番号確認資料としてのみ使用しますので、他に、現住所が記載された身元確認資料の写しをご提出ください。

- ① (番号確認) 通知カード ←必ずあります。
- ② (身元確認) 運転免許証等顔写真があって、現住所が記載されているもの。←あればこれを出してください。
- ③ (身元確認) 健康保険証 ←②の証明書がない場合に限り、保険証での代用を認めます。氏名と住所の記載面が異なる場合は必ず両面の写しをご提出ください。

#### 3 問い合わせ・提出先

健康福祉部生活支援室自立相談課

〒664-8503 伊丹市千僧1-1 TEL 072-780-4344